

事 務 連 絡
平成23年6月29日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した児童の居場所づくりのための特別事業の実施による「安心こども基金管理運営要領」の改正（案）について

電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業の実施については、「電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した児童の居場所づくりのための特別事業の実施について」（平成23年6月22日付事務連絡）により、通知したところです。

今般、別添（案）のとおり、「安心こども基金管理運営要領」の一部改正を予定しておりますので、お知らせします。

市町村におかれましては、別添（案）に基づき、事業を実施していただくようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へ周知の上、円滑に事業が実施できるよう御配慮ください。

なお、正式な通知については、追って送付いたします。

（連絡先）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

育成環境課 健全育成係 友田・木下

電 話 03-5253-1111（内線 7909、7910）

F A X 03-3595-2672

【別添（案）】

- 20文科初第1279号
雇児発第0305005号
平成21年3月5日
- 【第一次改正】21文科初第6269号
雇児発0701第3号
平成21年7月1日
- 【第二次改正】21文科初第362号
雇児発1221第1号
平成21年12月21日
- 【第三次改正】21文科初第645号
雇児発0308第2号
平成22年3月8日
- 【第四次改正】21文科初第820号
雇児発0331第3号
平成22年3月31日
- 【第五次改正】22文科初第1442号
雇児発0114第1号
平成23年1月14日
- 【第六次改正】22文科初第1354号
雇児発0117第1号
平成23年1月17日
- 【第七次改正】22文科初第1552号
雇児発0208第1号
平成23年2月8日
- 【第八次改正】23文科初第405号
雇児発0623第1号
平成23年6月23日
- 【第九次改正】※文科初第※号
雇児発※第※号
平成※年※月※日

各 都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について

標記については、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について」（平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号）をもって通知されたところであるが、今般、別紙のとおり「安心こども基金管理運営要領」を定め、平成21年1月27日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知については、速やかに管内市町村に通知されたい。

(別紙) 今回改正予定の内容を一部抜粋

電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した
児童の居場所づくりのための特別事業(案)

1 事業の目的

電力需給対策に伴う就業時間等の変更により、家庭の代わりとなる居場所が必要となる児童の受入体制を確保することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施期間

電力需給対策実施期間とする。

(平成23年7月～9月。ただし、電力需給対策による就業時間等の見直しにより期間外に影響が及ぶ場合を含む。)

(2) 実施主体

市町村(特別区を含む)、社会福祉法人その他の者とする。

(3) 対象児童

本事業の対象児童は、電力需給対策に伴う就業時間等の変更により、電力需給対策実施期間中において、保護者が労働等により昼間家庭にいないため適切な居場所が必要となる児童とする。

(4) 対象事業

電力需給対策実施期間において、電力需給対策の影響により、(3)に掲げる児童を受け入れる事業とする。

(5) 利用料

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

ただし、放課後児童クラブ等他の類似事業若しくは家庭的保育事業において保護者負担が徴収されている場合は、新たに保護者負担を徴収しないこと。

3 補助基準額・補助率

(1) 休日等に放課後児童クラブ等他の類似事業にかかる特別事業を行う場合

休日等とは、土曜日、日曜日、国民の祝日とする。

① 実施要件

ア 本事業の実施に当たっては、児童の遊びを指導する者等適切な者を配置し、児童を受け入れるものであること。

イ 本事業の実施場所としては、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる場所を確保すること。

② 補助基準額

ア 電力需給対策として新たに休日等の開設を行い、対象児童を受け入れる事業。

日額 28,000円

イ 放課後児童クラブ等他の類似事業により既に休日等の開設を行っており、電

力需給対策として新たに対象児童を受け入れる事業。

児童1人当たりの日額 700円

(電力需給対策の影響により、休日等に新たに利用する児童数に応じて加算)

③ 補助率

国1/2、県1/4、市町村1/4

(注) 指定都市・中核市の場合 国1/2、指定都市・中核市1/2

(2) 放課後児童クラブ等他の類似事業の開設時間を延長して特別事業を行う場合
延長時間の算出については、以下のとおりとする。

平日 : 6時間を超え、かつ、18時を超える部分(時間)

休日等 : 8時間を超える部分(時間)

① 実施要件

ア 本事業の実施に当たっては、児童の遊びを指導する者等適切な者を配置し、児童を受け入れるものであること。

イ 本事業の実施場所としては、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる場所を確保すること。

② 補助基準額

ア 電力需給対策として新たに対象児童を受け入れる事業。

1時間当たりの単価 2,600円

イ 放課後児童クラブ等他の類似事業により、既に開設時間の延長を行っており、電力需給対策として新たに対象児童を受け入れる事業。

児童1人当たりの1時間額 130円

(電力需給対策の影響により、延長時間に新たに利用する児童数に応じて加算)

③ 補助率

国1/2、県1/4、市町村1/4

(注) 指定都市・中核市の場合 国1/2、指定都市・中核市1/2

(3) 家庭的保育者の保育時間延長等により乳幼児を受け入れる特別事業を行う場合

① 実施要件

本事業の実施に当たっては、家庭的保育者を配置し、適切に事業が実施できる場所を確保すること。

② 補助基準額

1時間当たりの単価1,200円

ただし、日額9,600円を上限とする

③ 補助率

国1/2、県1/4、市町村1/4

(注) 指定都市・中核市の場合 国1/2、指定都市・中核市1/2